



情報通

2019. February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

所得税確定申告の必須対応！ ～2019年1月4日e-Taxメッセージボックスセキュリティ強化について～

情報システム部副部長 木南 誠

情報システム部では、この度の標記強化策に伴い1月上旬までに実際に行った動作検証や注意点をまとめました。
 ※実施当初のものであるため、その後解消している事象や未確認の項目もございます。

【1. 事前準備】

1月4日以降、国税庁e-Tax関連のページにアクセスするための手順として、①WEBブラウザ(ホームページなどを閲覧するためのソフト)はInternet Explorer(以下IE)に限定されます。(※Microsoft Edge、ChromeやFireFoxなどはエラーが出る事象が多く確認されています。)

②Windows10では標準のブラウザがEdgeになりますので以下の手順でIEを起動して下さい。スタートボタン→プログラムの中からWindowsアクセサリ→IEと選択します。

※毎回、この手順が面倒な方は、プログラムを起動する前にIEの上で右クリックをして「スタートにピン留めする」オプションを選択すれば、スタートボタンを押した後の右側タイルに、IEが表示されるようになります。同様にIEの上で右クリックし、「その他」→「タスクバーにピン留めする」とすると、画面下のタスクバーにIEのアイコンが表示されます。



③IEから「e-Tax」と検索して下さい。http://www.e-tax.nta.go.jp/にアクセスし、左のメッセージボックスの確認ボタンを押します。必要なプログラムなどがインストールされていないと、「推奨環境チェック結果」というウィンドウが開きます。「×」が表示されている項目は準備が未完了のため、ウィンドウ内の「次へ」のボタンを押します。準備が未完了の項目のインストールを、手順に従って完了させて下さい。

この手順後、e-Tax (Web) 版が立ち上がってしまいますので、画面を閉じて下さい。



④インストール完了後、もう一度e-Taxのメッセージボックスの確認ボタンを押します。

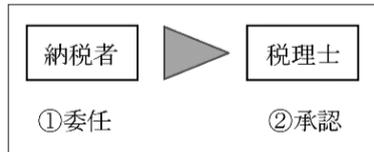
税理士の利用者識別番号と暗証番号を入力してログインします。

⑤メインメニューの各種設定・変更から「税理士カナ氏名の登録・変更」を押して、納税者に表示される関与税理士名を登録します。

税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更
 委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更を行います。

【2. 転送設定】

転送の依頼をかける手順は、以下の流れで行います。



- ①納税者の利用者識別番号でログイン後、委任をかけます。
- ②その委任に基づき、税理士の利用者識別番号でログインして承認をします。

※登録関係については右図のようになります。

※委任・承認については納税者と電子申告についての利用同意書を取り交わし、転送設定について説明して下さい。

処理	納税者	税理士	内容
委任の登録	○	×	代理権限を持った税理士は他の税理士に委任を出すことは不可
承認の登録	×	○	
委任税理士の解除	○	○	双方ともに委任関係の解除は可能
税理士一覧からの削除	×	○	過去に委任関係があった場合、税理士側で削除をしない限り納税者の税理士一覧に残る

【3. メッセージボックス(受信通知等)の閲覧】

メッセージボックスについて、いくつかの変更がありますので以下にパターンを列挙します。

(1)【税理士のメッセージボックス】平成30年12月以前到達分を閲覧する方法について

納税者との状態	閲覧方法	
代理送信を行っている顧問先の過去の情報閲覧	メインメニューの「メッセージボックス一覧」より電子証明書がなくても閲覧可能(過去の納税者のお知らせは未到達のため閲覧不可)	
平成31年1月以降より代理送信を行う新規顧問先の過去の情報閲覧	申告書控えの用紙がある場合	用紙で確認
	過年度も電子申告で申告書を送信しているが、申告書控えの用紙がない場合	a. 税務署の「申告書等閲覧サービス」を利用する
		b. 納税者にマイナンバーカードの取得を依頼し、納税者のメッセージボックスで閲覧可能
過年度に電子申告をしておらず、控えの用紙もない場合	税務署の「申告書等閲覧サービス」を利用する	

(2)【税理士のメッセージボックス】平成31年1月以降到達分を閲覧する方法について

納税者との状態	閲覧方法	
転送設定をして代理送信も行っている顧問先の申告書等の情報閲覧	メインメニューの「メッセージボックス一覧」より税理士の電子証明書を使用して申告書、お知らせともに閲覧可能	
転送設定、代理送信ともに行っていない新たに関与が始まった納税者の情報閲覧	申告書控えの用紙がある場合	用紙で確認
	過年度も電子申告で申告書を送信しているが、申告書控えの用紙がない場合	a. 税務署の「申告書等閲覧サービス」を利用する
		b. 納税者にマイナンバーカードの取得を依頼し、納税者のメッセージボックスで閲覧可能
過年度に電子申告をしておらず、控えの用紙もない場合	税務署の「申告書等閲覧サービス」を利用する 転送設定をすることでお知らせは税理士に到達	

(3)納税者のメッセージボックス

納税者との契約状態	閲覧方法
過去の申告書等およびお知らせについての情報閲覧	ほとんどの情報にロックがかかっているが、納税者のマイナンバーカードを使用すれば閲覧可能

※納税者のマイナンバーカードに電子証明書が格納されていない場合は閲覧できません。

【4. その他】

今回の取扱いは、個人納税者にかかるものですが、「1. 事前準備」は電子申告のシステム更新ですので、必ず実施して下さい。

また、会計ベンダーソフトをお使いの税理士であっても、エラーの事例が報告されていますので「1. 事前準備」を行うことをお勧めします。

【研修会のご案内】今後の税理士業務のためにマイナポータル官民間での情報連携を考えよう！

受講を希望される方は、右記申込票に必要事項をご記入の上3月7日までに本会事務局業務課宛にFAXでお申し込み下さい。

日時：平成31年3月22日(金)午前10時～11時30分

場所：東京税理士会館2階大会議室

テーマ：

「マイナポータルの動向と活用、マイナンバーの官民間での情報連携」

講師：富士通株式会社 行政ビジネス推進統括部

担当部長 八木橋 亮雄 氏

対象：本会会員 定員：100名 受講料：無料

【情報システム部】 研修会受講申込票
 東京税理士会業務課 行 FAX：03(3356)4469

氏名	
登録番号	
所属支部	
電話番号	

※当日は研修カードをご持参ください。